【1998 年 3 月 6 日】総報酬制の具体的設計（試案）
年金審議会（第 16 回）

総報酬制の具体的設計(試案)

保険料負担

○　新保険料率

保険料収入総額は変えないこととするため、ボーナスまで保険料賦課の基礎を拡大して月給及びボーナスに同じ保険料率を適用する場合、現行 17.35%の保険料率は新保険料率では 13.58%になる。

○　保険料負担額の変化

月給が高いほどボーナスの支給割合も高い傾向があるため､新保険料率のもとでは、現行に比べ、保険料額は、月給の低い者ほど減少し、月給の高い者ほど増加するが、保険料月額(労使計)の減少は 0～3 千円、増加は 0～5 千円になる。　　【図 1、表 1】

年金額

○　一律の新給付乗率

年金支出総額は変えないこととするため、ボーナスまで年金額算定の基礎を拡大して月給及びボーナスに同じ給付乗率を適用する場合、現行 7.5/1,000 の一律の給付乗率は新給付乗率では、5.80/1,000 になる。

○　一律の新給付乗率での年金額の変化

・　月給が高いほどボーナスの支給割合も高い傾向があるため、一律の新給付乗率のもとでは、現行に比べ、年金額信、月給の低い者ほど減少し、月給の高い者ほど増加するが、年金月額の減少は 0～1 千円、増加は 0～5 千円になる。　【図 2、表 2】

・　月給の多寡による保険料額と年金額の変化を平均値で見ると、現行標準報酬月額が平均より低い 24 万円の者は保険料額が 2%下がるが年金額は1%の減少にとどまり、現行標準報酬月額が平均より高い 44 万円の者は保険料額が 3%上がるが年金額は 2%の増加にとどまる。【図表 3】

・　企業規模別の保険料額と年金額の変化を平均値で見ると、小規模企業はボーナスの支給割合が平均より低いため保険料額・年金額ともに下がるが、保険料額の減少割合ほど年金額は減少せず、大規模企業はボーナスの支給割合が平均より高いため保険料額・年金額ともに上がるが、保険料額の増加割合ほど年金額は増加しない。【図表 4】

【参考】

○　逓減給付乗率(ベンドポイント)を導入する場合の年金額の変化

・　給付乗率を一律として総報酬制を導入した場合の年金額の減少・増加をならす方策として、現行制度での下限の年金額を減少させず現行額のままとし、逆に、増加する年金額を抑制する形で、年金支出総額は変えず、月給にボーナスを加えた額が高くなるほど給付乗率が逓減するよう 2 つの給付乗率を試算すると、6.97/1,000 と 5.41/1,000 になる。ベンドポイントは 1 つである。

・　この場合、月給にボーナスを加えた額が、9.9 万円(現行制度の下限 9.2 万円に、月給 9.2 万円に対応するボーナス支給割合 8%を乗じて加えた額)までは 6.97/1,000 を乗じ、9.9 万円を超える額には 5.41/1,000 を乗じて、両方の額を加えて年金額を算出する。

・　この場合、一律の給付乗率とする場合に比べ、一般に、月給の低い者の年金額は減少せず、月給の高い者の年金額の増加は抑制される。【図 2、表 2】

○　一律の新給付乗率と逓減給付乗率の比較評価

・　総報酬制の導入に伴う新たな給付乗率については、次の理由から、一律の給付乗率で差し支えないのではないか。

①　一律の新給付乗率でも、一般に、月給の低い者は年金額は減少するが、保険料額はより多く減少し、月給の高い者は保険料額の増加ほど年金額は増加しないため、この影響をさらに調整する必要性は少ないのではないか。

②　現行制度でも、基礎年金があることによって、生涯賃金額のバラツキほど年金額の幅はバラツキがない制度になっている。一律の新給付乗率での年金額の減少額・増加額や減少者・増加者の割合は、それほど大きくない。

保険料負担・年金額算定の基礎となる生涯の平均賃金の上下限

○　月給にボーナスを加えた額に上下限を設定する。この試案では、現行の標準報酬月額の上下限にその額に対応したボーナス支給額を加えて設定した。この結果、ボーナスを保険料賦課対象及び年金額算定の基礎に加えた分だけ、上下限を修正したことになる。

その他

○　保険料徴収の事務及び総報酬制導入前の加入期間に関する経過措置は検討中